

市バス・地下鉄 安全報告書

名古屋市交通局

Transportation Bureau City of Nagoya



令和6年7月

目次

1	安全報告書の公表にあたって.....	1
2	輸送の安全の確保に関する基本的な方針等	2
2-1	安全方針.....	2
2-2	輸送の安全に関する目標.....	2
2-3	安全重点施策.....	2
3	安全管理の体制と方法.....	3
3-1	安全管理の体制	3
3-2	安全管理の方法	4
4	市バス事業.....	6
4-1	輸送の安全に関する目標.....	6
4-2	安全性向上のための取り組み	7
4-3	自動車事故報告規則第2条に規定する事故の件数.....	15
4-4	法令違反等及び運行ミスの防止.....	15
5	地下鉄事業.....	17
5-1	輸送の安全に関する目標.....	17
5-2	安全性向上のための取り組み	18
5-3	鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数	24
6	輸送の安全に関する内部監査.....	25
7	運輸防災マネジメント.....	26
8	お客さま・地域の皆さまとの連携.....	28
8-1	お客さまの声.....	28
8-2	地域の皆さまとの連携	28
8-3	交通局からご利用の皆さまへのお願い.....	30
	<参考資料>.....	31
	資料1-1 令和5年度 安全重点施策.....	32
	資料1-2 令和6年度 安全重点施策.....	34
	資料2 令和5年度 研修実施状況.....	36

1 安全報告書の公表にあたって

日ごろから、市バス・地下鉄をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この安全報告書は、道路運送法第29条の3及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7、鉄道事業法第19条の4及び同法施行規則第36条の9に基づき、名古屋市交通局の市バス・地下鉄事業において、輸送の安全確保のために令和5年度に講じた措置及び令和6年度に講じようとする措置についてまとめたものです。

現在、市バスは764km、地下鉄は6路線93kmの路線網を有し、市バスと地下鉄が一体的なネットワークを形成しています。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大前の令和元年度と比較し乗車人員が減少しているものの、市民・利用者の皆さまにとって身近で利用しやすい交通手段として、両事業あわせて1日約152万人のお客さまにご利用いただくなど、名古屋市における重要な交通手段としての役割を果たしています。

交通局では、地震や豪雨などの自然災害をはじめ、事故やトラブルの発生時には、部門間での連携を密にし、迅速かつ的確に対応するため、繰り返しの訓練と振り返りなどに取り組み、「誰もが安心して利用できる市バス・地下鉄」を目指しています。

また、職員一人ひとりが、安全意識とコンプライアンス意識を高く持ち、常に安全を最優先して判断・行動することにより、市民・利用者の皆さまから信頼をいただけるよう、法令・規則等のルール・手順の厳守の徹底と浸透を図ります。

令和6年度は、市バス・地下鉄のいっそうの安全を目指して、市バス事業においては、バス車両への安全装置の導入やバス料金箱の更新などをすすめ、地下鉄事業においては、鶴舞線可動式ホーム柵の設置及び電気設備の改修等や、駅構内カメラの機能強化、地下鉄車内カメラの設置、地下鉄構造物の耐震補強、車両の主要電気機器の更新などの安全対策に取り組めます。

また、両事業ともに発生させてしまった事故・故障に対しては、原因分析と対策を行い、再発防止に努めます。

交通局では、3月に新たな経営計画として、「変わる時代に、変わらぬ使命のために！」を理念とする「名古屋市営交通事業経営計画2028」を策定しました。

事業環境が大きく変わる時代に適応しながら、引き続き、事業に携わる全ての者が一丸となって、“安全・安心、快適・便利な交通サービスを提供する”という変わらぬ使命を果たしていきます。

名古屋市交通局長
折戸 秀郷

2 輸送の安全の確保に関する基本的な方針等

2-1 安全方針

交通局では次のように安全方針を制定し、全職員が常に安全最優先の意識を徹底するよう促し、安全確保の取り組みを推進しています。

名古屋市交通局安全方針

職員一人ひとりが、お客さまへの安全な輸送の提供が最大の使命であることを深く認識し、安心してご利用いただける“安全・安心な市バス・地下鉄”をめざします。

- 1 安全最優先を徹底します
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります
- 3 安全を守るための取組みを絶えず見直し改善します

2-2 輸送の安全に関する目標

市バス事業、地下鉄事業それぞれで輸送の安全に関する目標を定め、輸送の安全性向上に取り組んでいます。詳しくは「4 市バス事業」「5 地下鉄事業」をご覧ください。

2-3 安全重点施策

令和5年度は、次の安全重点施策に基づき、輸送の安全性向上に取り組みました。

- 1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります
- 2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます
- 3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します
- 4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります
- 5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

令和6年度においても、引き続き、安全重点施策に基づき、輸送の安全性向上に取り組んでいます。

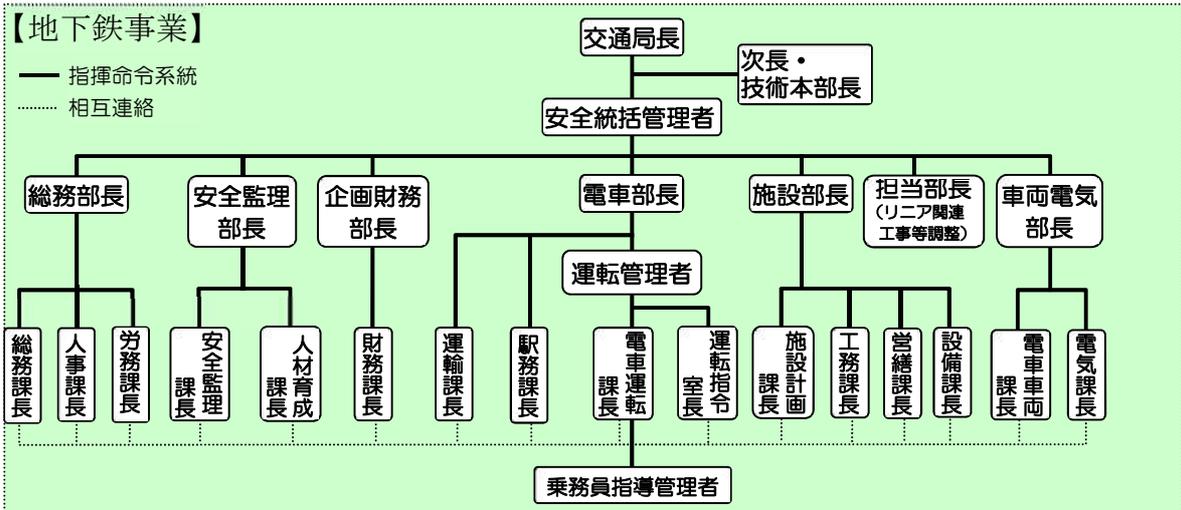
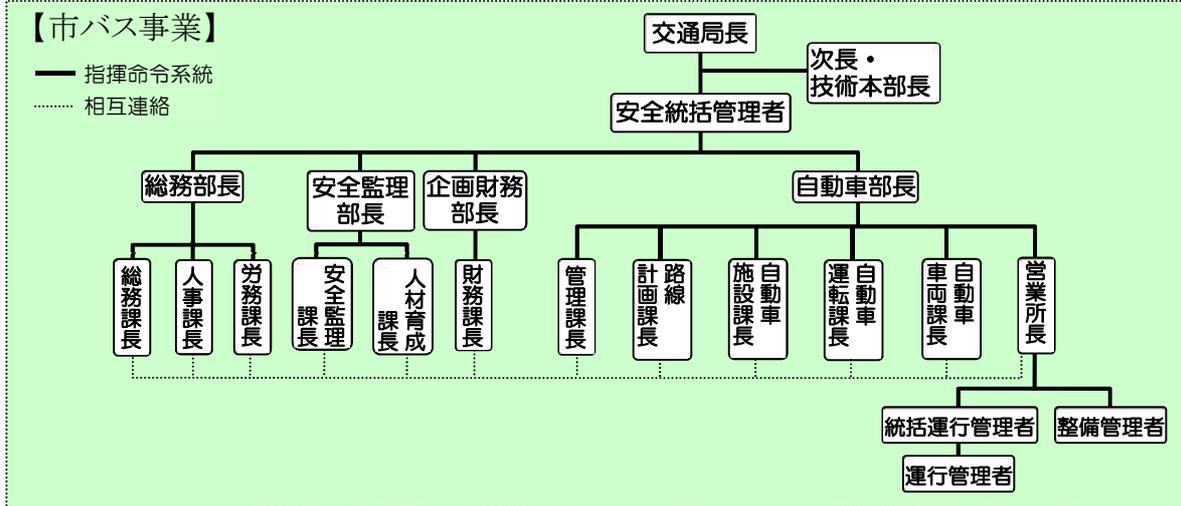
詳細については、巻末の参考資料1-1、1-2(P32～35)をご覧ください。

3 安全管理の体制と方法

3-1 安全管理の体制

「自動車安全管理規程」及び「高速電車安全管理規程」を制定し、各管理者等の役割を明確にして、次の組織体制のもと安全性向上に取り組んでいます。

(令和6年4月1日現在)



【管理者等の役割】

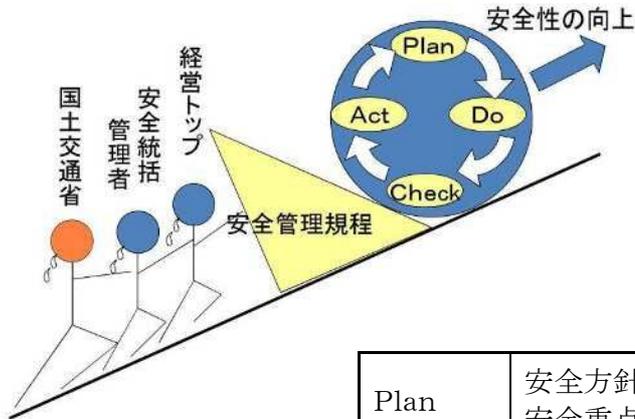
(令和6年4月1日現在)

【交通局長】	
市バス・地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う	
【次長・技術本部長】	
市バス・地下鉄事業の輸送の安全の確保に関して、交通局長を補佐する	
市バス事業	【安全統括管理者（次長）】 市バス事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
	【統括運行管理者】 営業所長の指揮のもと、運行管理に関する事項を統括する
	【運行管理者】 営業所長及び統括運行管理者の指揮のもと、運行管理に関する事項を処理する
	【整備管理者】 営業所長の指揮のもと、車両の保守及び整備に関する事項を処理する
地下鉄事業	【安全統括管理者（技術本部長）】 地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
	【運転管理者】 安全統括管理者を補佐し、運転に関する業務を統括する
	【乗務員指導管理者（運転区長）】 運転管理者の指揮のもと、運転士及び車掌の適性、知識及び技能の保持に関する業務を管理する

3 安全管理の体制と方法

3-2 安全管理の方法

安全性向上のための各種取り組みは、PDCAサイクルを活用して進めています。



Plan	安全方針、輸送の安全に関する目標、安全重点施策等の策定
Do	策定した安全重点施策等の実施
Check	目標の達成状況、安全重点施策の進捗状況などの点検
Act	点検結果に基づく見直し・改善

(1) 安全管理に関する会議

安全に関する取り組みの継続的な改善のため次のような会議を開催しています。

ア 事故総合対策検討委員会

交通局長を会長とし、事故等の防止対策や安全確保の取り組みの推進について議論しています。



イ 事故等調査検討部会(市バス、地下鉄)

それぞれの安全統括管理者を部会長とし、市バス、地下鉄の事故等の原因の究明や対策について議論しています。

(2) 幹部職員と現場職員とのコミュニケーション

年間を通し、交通局長、安全統括管理者等が現場を巡視し、現場職員と意見交換を行うなど、コミュニケーションの活性化に努めています。



3 安全管理の体制と方法

(3) 運輸安全マネジメント管理者研修

管理職員の安全意識の向上や力量アップを図って、外部講師による講演会等を実施しています。

令和5年度は、「都市部での地震発生にともなう公共交通への影響—大阪北部地震(2018年)を振り返って—」をテーマにした安全講演会を実施しました。

(4) ヒヤリ・ハット情報の収集と活用

重大事故の未然防止のため、ヒヤリ・ハット情報を積極的に収集し、活用しています。



ヒヤリ・ハット会議



分析実技研修



ヒヤリ・ハットマップでの情報共有

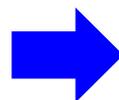
また、「ヒヤリ・ハット等対策費」として予算を計上し、ヒヤリ・ハット情報に加え、令和5年5月からは発生した事故に関しても、必要性又は有用性の観点から、直ちに若しくは速やかに措置の必要があると判断したものについて、事故の未然防止策および再発防止策を講じています。

ヒヤリ・ハット等対策費の活用事例



(対策前)

交通広場出入口付近のカーブミラー



(対策後)

カーブミラーを1基追加設置し、対向車両を迅速かつ正確に認識できるようにした

(5) 事故・災害発生時の職員による応援

職員が市バス・地下鉄の事故・災害に遭遇し、お客さまの救護等に従事する際に、自ら交通局の職員であることを明示する「事故・災害時応援用ステッカー」を作成し、全職員に配付しています。

4 市バス事業

4-1 輸送の安全に関する目標

(1) 令和5年度の目標と件数

有責事故件数及び車両故障件数を削減する

区 分		目 標	件 数
有責事故	有責事故 ※1	389件以下 (令和4年度 437件より削減)	388件 【183件】
	重傷事故	3件以下 (過去5年の最少件数より削減)	2件
	車内事故	101件以下 (過去5年間の最少件数より削減)	93件
車両故障	車両故障 (整備係非責除く)	42件以下 (令和4年度 45件より削減)	37件
	車齢10年以上の車両 における通常故障※2	24件以下 (令和4年度 27件より10%以上削減)	20件
	作業ミス故障	0件 (令和4年度 0件を継続)	1件

・目標設定の基礎として用いた令和4年度の件数は、令和5年4月10日時点の件数

・件数欄の【 】は、自動車保険適用件数(内数)

※1 中部運輸局と連携して令和4年6月に策定した「市バスの安全性向上への道しるべ」では、「10年間で有責事故半減(令和3年度比)」が目標

※2 一般的な機器の故障による車両故障の事で、作業ミスや整備係非責(リコール等)による故障を除いたもの

重傷事故	自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号及び第3号に定める傷害を生じさせた事故
車両故障	車両装置の故障により自動車が運行できなくなった事案(不可抗力による破損を除く)

(2) 令和6年度の目標

有責事故については、重傷事故を過去5年間の平均件数より半減していくことを重点的な取り組みとして掲げ、特に死亡事故に繋がりにくい歩行者・自転車にかかる重傷事故は撲滅を目指します。

また、構造物等との事故についても、令和5年度より10%以上削減していくことを目指します。

車両故障については、車齢10年以上の車両における通常故障の削減を重点的な取り組みとして掲げ、故障の発生状況や傾向の分析、原因の把握を進め、よりの確な予防措置を行うことにより、件数の削減に努めていきます。

有責事故件数及び車両故障件数を削減する

区 分		目 標
有責事故 ※3	有責事故 ※1	237件以下 (令和5年度 250件より削減)
	重傷事故	3件以下 (過去5年間の平均件数より半減)
	構造物等との事故	59件以下 (令和5年度 66件より10%以上削減)
車両故障	車両故障 (整備係非責除く)	34件以下 (令和5年度 37件より削減)
	車齢10年以上の車両 における通常故障 ※2	18件以下 (令和5年度 20件より10%以上削減)
	作業ミス故障	0件 (令和5年度 1件を撲滅)

・目標設定の基礎として用いた令和5年度の件数は、令和6年4月10日時点の件数

※1 中部運輸局と連携して令和4年6月に策定した「市バスの安全性向上への道しるべ」では、「10年間で有責事故半減(令和3年度比)」が目標

※2 一般的な機器の故障による車両故障のことで、作業ミスや整備係非責(リコール等)による故障を除いたもの

※3 令和6年度より事故の分類及び公表件数の対象を見直すことから、目標とする有責事故件数についても見直し内容を踏まえた件数とする。

4 市バス事業

4-2 安全性向上のための取り組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、ルール・手順厳守のための取り組みはもとより、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

(1) ルール・手順厳守のために

日々の業務の中で、点呼でのアルコールチェックや車両の点検を行い、法令遵守の徹底と安全運行の確保に努めています。

また、役職者による現場巡視、車両への添乗などを通じ、基本動作の徹底に努めています。



アルコールチェック



乗車前の車両点検

(2) 教育・訓練

令和5年度の以下の取り組みを踏まえ、令和6年度も教育・訓練に取り組んでいきます。

ア 研修

年間を通じ、助役、運転士、技術員等に対し、様々な研修を実施しています。講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。

研修の実施状況については、巻末の参考資料2をご覧ください。



外部教育機関の実車コースでの研修



各職場への巡回研修

(ア)グループワーク研修

職員同士が安全運行に向けた課題や対策を話し合うことを通じて、安全意識の向上を図るためのグループワーク研修を実施しています。

4 市バス事業

(イ)外部研修機関の講師による実技研修

安全運転及び事故防止意識の更なる向上を図るため、旅客自動車の運転士を対象とした研修を専門としている外部研修機関の講師(交通心理士)による、交通心理学に基づいた事故防止のための実技指導等を実施しています。



運転特性の把握と実技指導

イ 訓練

(ア)水防訓練・防災訓練

梅雨や台風シーズンを前に、例年5～6月に水防訓練を実施しています。また、「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として、例年8～9月に防災訓練を実施し、災害に備えています。

令和5年度は、水防訓練において映像での情報伝達訓練(大型モニター・ウェブカメラ・通信サービス機能を利用して現場の生の映像を本庁で確認するなどの情報伝達)を実施しました。



地震発生時の対応訓練

(イ)年末年始安全総点検期間中(12～1月)の訓練

年末年始安全総点検期間中に、バスジャック発生時の対応訓練をマニュアルに沿って実施するほか、バスの乗降口が塞がってしまった場合を想定し、後方の非常扉から乗客に降車いただくお客さまの避難誘導訓練など、非常事態に備えた各種訓練を行いました。

また、他車との事故によるパンク発生を想定したフロントタイヤ交換訓練を行いました。



お客さまの避難誘導訓練



タイヤ交換訓練

4 市バス事業

(ウ)体験型訓練

運輸業務に直接携わらない職員についても、市バスに乗っている際に、事故や火災など非常事態に遭遇した場合に的確な行動がとれるよう、乗降扉や非常扉を実際に操作する訓練を実施しています。



非常扉の操作



非常扉の開閉



乗降扉の手動操作



運転席での扉開閉操作

ウ 研修用教材の活用

研修用のバス車両に設置したシステム・機器や、研修所の安全学習室を活用し、運転士の運転技能や安全意識等の向上に役立っています。

(ア)視点計測装置

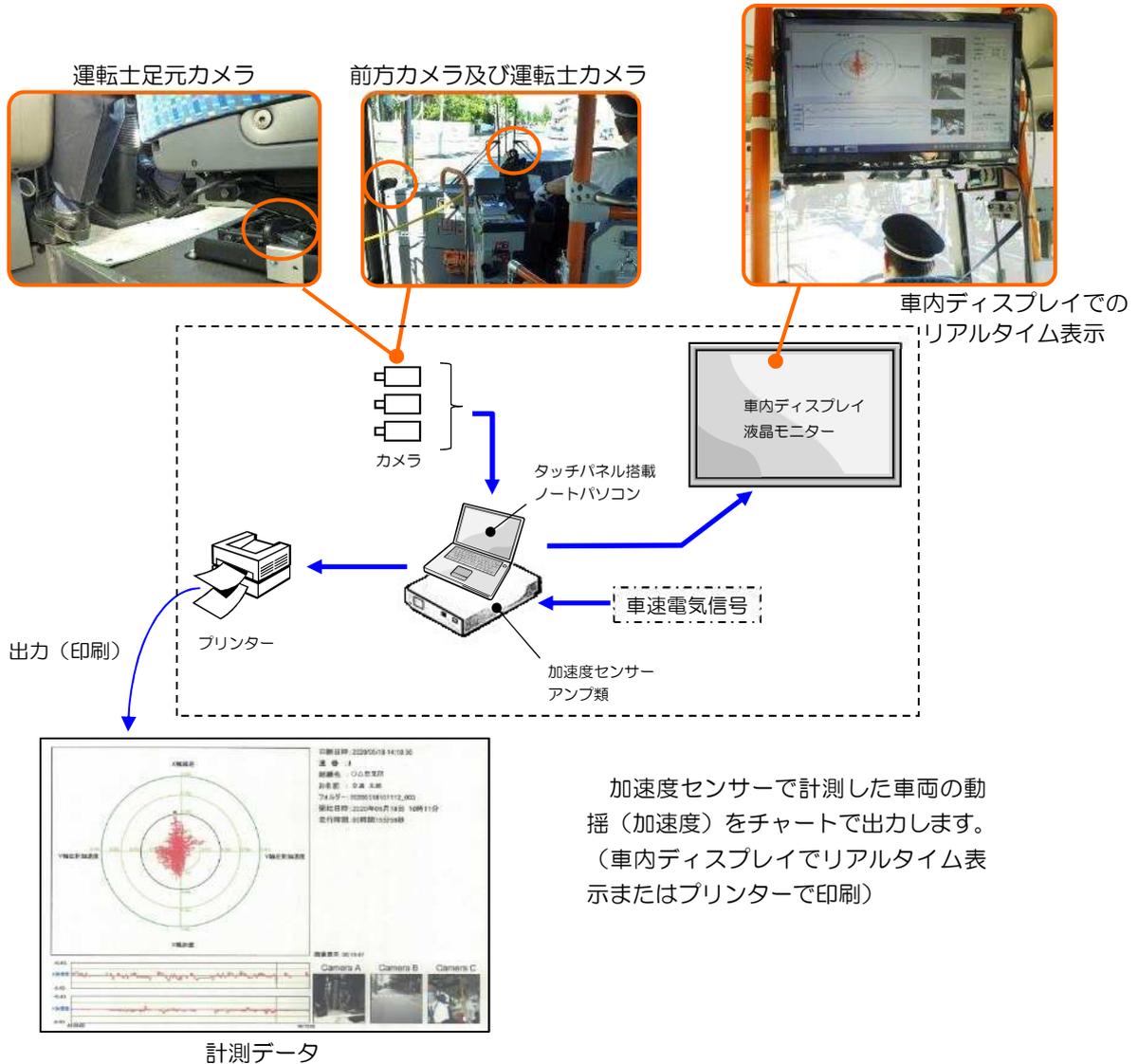
視点計測装置でとらえた運転士の注視点をドライブレコーダーの映像に取り込み、その映像を運転士と確認しながら、走行中の状況に応じて確認がしっかりできているか検証することにより、事故防止に対する指導・教育に役立っています。



4 市バス事業

(イ)バス加速度モニターシステム

研修用のバス車両に設置した加速度センサーにより、運転操作時の急加速、急減速、急ハンドルなどの車両の動揺を計測・記録します。その結果をもとに教育することで運転士の安全運転技能の習得に役立っています。



加速度センサーで計測した車両の動揺（加速度）をチャートで出力します。（車内ディスプレイでリアルタイム表示またはプリンターで印刷）

(ウ)安全学習室

過去の事故、災害、不祥事等について解説したパネルを掲示することで、一つひとつの事例から、定められているルール・手順の重要性を再認識し、高い安全意識・コンプライアンス意識を身につけるなど、様々な職員教育に活用しています。



4 市バス事業

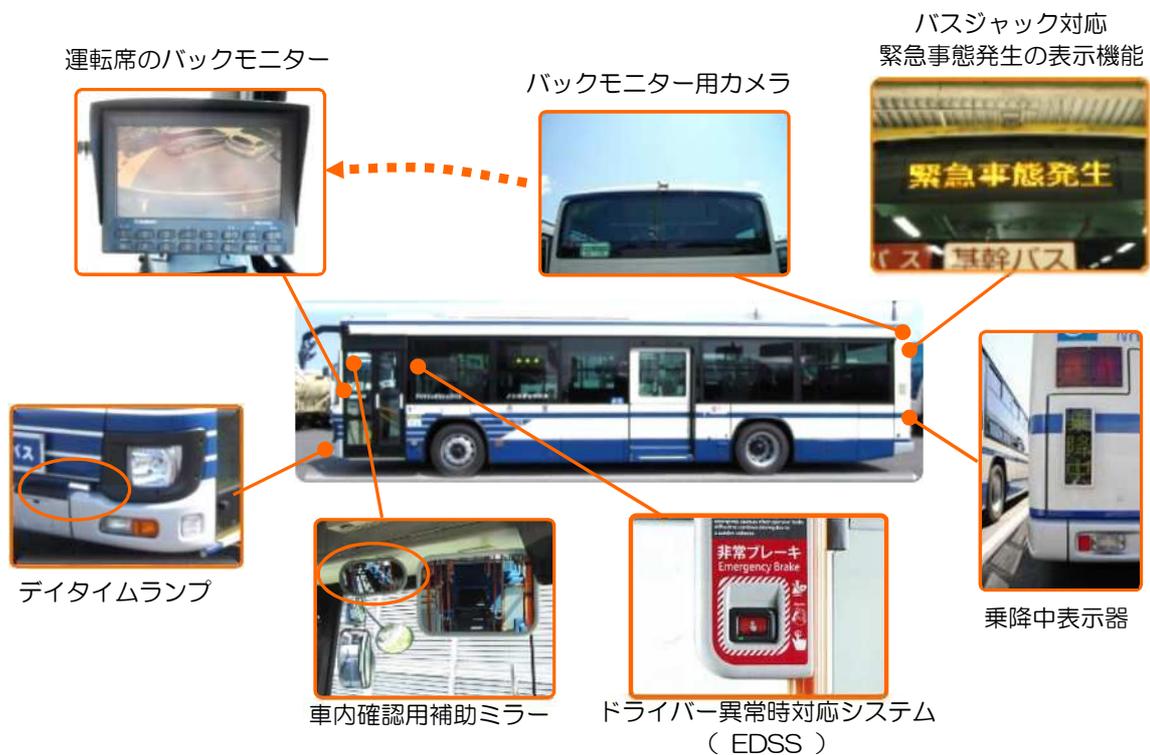
(3) 安全のための設備等

令和5年度は、安全対策に約28億円を投資しました。
引き続き、安全対策を進めていきます。

ア バス車両

バス車両更新の際には、各種の安全設備を装備したノンステップバスに順次更新しており、令和5年度は107両更新しました。令和6年度は、107両を更新する計画です。(全車両ノンステップバス)

なお、令和元年度の更新から、ドライバーに異常が発生した際に、作動スイッチを押すことで、車内外へ異常状態を報知するとともに、車両の減速を行い停車させる、ドライバー異常時対応システム(EDSS)を装備しています。



イ 安全確認放送装置

自転車利用者や歩行者との事故を防止するため、車両に安全確認放送装置を設置しています。

運転席横の起動スイッチを押すと、やさしい音色でバスの接近を周囲の自転車利用者等に知らせることができます。

令和5年度は、2営業所の全車両と、ガイドウェイバス、メーグル車両に設置し、全車両への設置が完了しました。



4 市バス事業

ウ 液晶式停留所名表示器

市バスに不慣れな方にも安心してご利用いただくため、ピクトグラムを活用した乗換案内、4つ先までの停留所名を表示する経路地案内、車内事故防止案内など、わかりやすい案内が行える液晶式停留所名表示器を順次設置します。



エ デジタルタコグラフ付ドライブレコーダー

運行中の加速度・減速度などのデータと、運行中の車内外の様子を記録するデジタルタコグラフ付ドライブレコーダーを全車に装備しています。



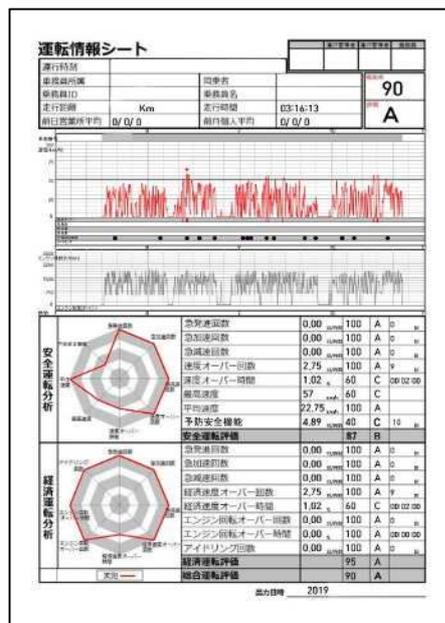
デジタルタコグラフのデータ
による運転日報

ドライブレコーダー映像の解析



事故やヒヤリ・ハット事例などの発生時の映像を収集し、運転士の指導等に活用しています。

※ドライブレコーダーで収集した映像は、名古屋市情報あんしん条例に基づき、適正に管理、運用しています。



運転日報により、運転士は自らの運転操作を客観的に振り返り、一層の安全運転とエコドライブに努めています。

4 市バス事業

オ 運行支援システム

安全かつ適正に運行するため、画像や音声により運転士をサポートする「運行支援システム」を全車両に装備しています。

このシステムの主な機能は次のとおりです。



(ア)ダイヤ一括登録機能

指定されたダイヤ呼出番号を運行前に入力することにより、スタッフダイヤ板に表示されている複数の運行路線を一括して登録します。行先表示などを個々に設定する際に生じやすい入力作業の誤りを防止します。



(イ)遅早発防止機能

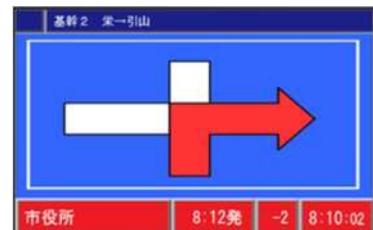
始発停留所の発車1分前に音声で注意喚起することにより遅発を防止します。

また、発車時刻になっていない停留所を赤色で表示し、この状態で乗降扉を開めるとブザーで注意を促して、早発を防止します。



(ウ)進路指示機能

バス路線の分岐点など、運行上注意を要する場所をあらかじめ登録しておき、そこにバスが近づくと、進行方向や停留所の位置などを画像や音声で示して、路線誤りなどの運行ミスを防止します。



カ バス車両への安全装置導入

運転士にとって死角となる左側方を映像で確認するモニター、前扉を開けたままでの発車を防ぐ動力遮断装置を令和5年度は107両に導入しました。

令和6年度もバス車両の更新にあわせて107両に導入する計画です。

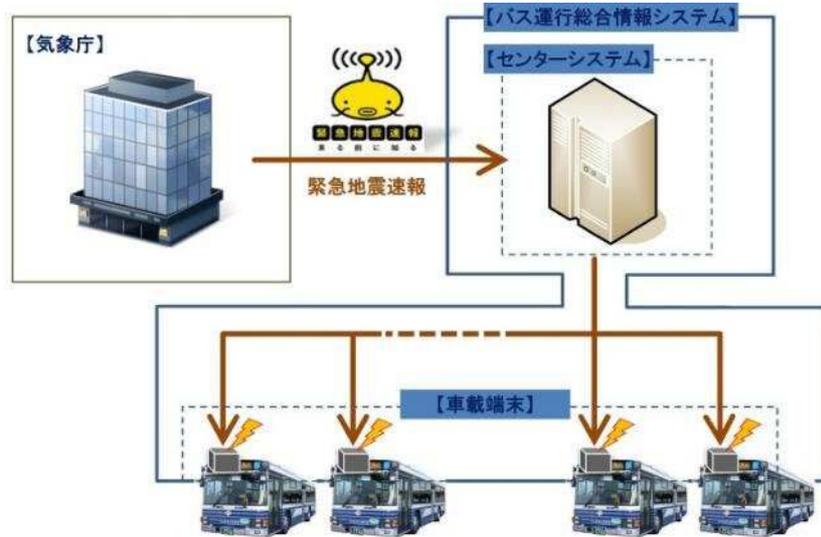


4 市バス事業

キ バス運行総合情報システム

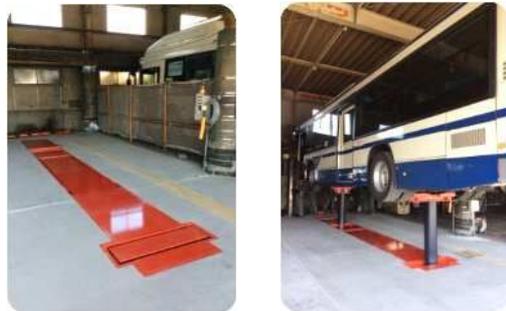
バス車両の現在位置の把握やバス営業所とバス車両との通話等による連絡のほか、緊急地震速報を全車両に配信する機能などを備えており、災害時などにも安全な運行を確保するためのシステムです。

なお、当システムの安定稼働のため、令和2年度からシステム更新に向けた構築を行い、令和4年度に新システムへ更新しました。



ク 車両整備用ツインリフトの更新

バス車両の整備作業を安全かつ効率的に行うため、営業所の車両整備用ツインリフトを順次更新しています。



ケ 積雪時等の安全対策

積雪時や路面凍結時の安全を確保するため、全車両にスタッドレスタイヤまたはタイヤチェーンを導入しています。

また、雪道等での運転操作やタイヤチェーンの脱着手順等について、全運転士を対象に研修を行い、降雪時等の輸送の安全の確保に努めています。



4 市バス事業

4-3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故の件数

令和5年度に発生した事故等のうち、国土交通省令(自動車事故報告規則)に基づき国へ届け出た件数は125件でした。

区 分	根拠規定	件 数	備 考
死者又は重傷者を生じたもの	第3号	2件	全て重傷者
操縦装置又は乗降扉の不適切な操作により、旅客に傷害が生じたもの	第7号	37件	
運転士の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	第9号	35件	
車両装置の故障により自動車が行けなくなったもの	第11号	51件	整備係非責14件を含む。
合 計		125件	

4-4 法令違反等及び運行ミスの防止

令和5年度は、中部運輸局から1件の文書警告を受けました。

【中運自監旅第108号】車内閉じ込め

1 概要

令和5年6月30日、バスターミナル到着後のバス車内に、お客さまを閉じ込める事態を発生させました。この事案に対し、令和5年7月28日に中部運輸局による立入監査が実施され、監査の結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、令和5年11月16日付で文書警告を受けました。

2 違反事実

従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するために誠実に職務を遂行するための指導監督が、効果的かつ適切に行われていなかった。

(道路運送法 第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項)

3 再発防止策

二度と同様の事態を発生させないように、改めて全乗務員に対し終点到着後のバス車内の点検を徹底させるとともに、ルール及び基本動作・手順を確実に実施するよう指導しました。

4 市バス事業

市バスの安全性向上への道しるべ ～安全対策の更なる推進に向けた3つの柱～

令和3年度に、運転士が行う基礎的な確認や動作に起因すると推察される重大な被害に繋がる事故やインシデントの発生が続いたことから、中部運輸局は交通局と共に連絡会を立ち上げ、市バスの安全対策の取り組み状況の確認や全営業所へのヒアリング調査等を実施しました。

その調査結果等を踏まえて、令和4年6月に、中部運輸局と交通局が共同で「市バスの安全性向上への道しるべ ～安全対策の更なる推進に向けた3つの柱～」を取りまとめました。

交通局では、これまでの取り組みと併せて、上記「道しるべ」を踏まえた更なる安全対策の検討や具体化を進めるとともに、フォローアップを始めとした中部運輸局との連携により、引き続き誰もが安全・安心に利用できる市バスの実現を目指します。

【目標】

10年間で有責事故半減(令和3年度比)

【市バスの安全対策の更なる推進に向けた3つの柱】

- 第1 事故等の未然防止等安全対策の充実
- 第2 組織上の安全管理体制の強化と業務の合理化・平準化
- 第3 車両整備等ハード面の改善

5 地下鉄事業

5-1 輸送の安全に関する目標

(1) 令和5年度の目標と件数

当局の責任によって生じる運転事故・営業事故・輸送障害をゼロにする

区分	件数および状況	
運転事故	<p>乗車しようとするお客さまがいたにもかかわらず、他のお客さまに気を取られて閉扉操作を行ったことにより、同乗車位置から降車してきたお客さまを閉まる扉により負傷させてもの。 →全乗務員に対して、同様の事故を発生させないよう、細心の注意を払い、ホームモニタでの十分な安全確認を行ったうえで扉操作を行うよう、注意喚起を行いました。</p> <p>入換運転中にブレーキハンドルから手を放し、運転台床に倒れている空き缶を立てたことによりブレーキ操作が遅れ、車止めに衝突し車両が損傷したもの。 →担当助役が入換作業をする際は、役職者が添乗し、運転操作を確認しました。また、所属職員に対しては、運転中の前方注視をはじめとした基本動作を確実に励行するよう注意喚起を行いました。さらに、他の運転区職員に対しても同様の注意喚起を行いました。</p>	2件
営業事故	なし	0件
輸送障害	<p>転てつ機内部のリレーに接点不良が生じたため、進行信号が出なくなり、列車に遅延が生じたもの。 →当該リレーを交換するとともに、他の転てつ機についても同種のリレーを交換し、予防に努めました。</p>	1件
合計		3件

運転事故	国土交通省令(鉄道事故等報告規則)に定める鉄道運転事故及び当局の高速電車事故報告手続規程に定める死傷事故
営業事故	駅業務に関係して発生した事故 など
輸送障害	鉄道運転事故以外で、列車に運休又は30分以上の遅延が生じた事態

(2) 令和6年度の目標

当局の責任によって生じる運転事故・営業事故・輸送障害をゼロにする

5 地下鉄事業

5-2 安全性向上のための取り組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、ルール・手順厳守のための取り組みはもとより、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

(1) ルール・手順厳守のために

毎日の業務で、出勤時・退勤時に点呼を行っています。その際、アルコール検知器による点検を行い、飲酒運転の根絶に取り組んでいます。

その他、役職者による現場巡視、列車への添乗などを通じ、基本動作の徹底に努めています。



出退勤点呼



アルコールチェック

(2) 教育・訓練

令和5年度の以下の取り組みを踏まえ、令和6年度も教育・訓練に取り組んでいきます。

ア 研修

年間を通じ、助役、乗務員、駅務員、技術員等に対し、様々な研修を実施しています。

講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。

研修の実施状況は、巻末の参考資料2をご覧ください。



高圧・特別高圧電気を取り扱う職員の実習

イ 訓練

(ア)水防訓練・防災訓練・津波発生時対応訓練

梅雨や台風シーズンを前に、例年5～6月に水防訓練・例年11月の「津波防災の日」における津波発生時対応訓練を実施しています。また、「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として、例年8～9月に防災訓練を実施し、災害に備えています。

令和5年度は、津波発生時対応訓練において、映像での情報伝達訓練(デジタルサイネージ、ウェブカメラ等を利用した情報伝達)を実施しました。



止水板立上げ訓練(水防訓練)



防潮扉閉鎖訓練(水防訓練)



情報伝達訓練(津波発生時対応訓練)

5 地下鉄事業

(イ)防犯訓練等

年間を通じて、関係機関(警察・消防や他鉄道事業者など)との合同訓練や、地下鉄各駅に配備している「さすまた」や「防護盾」を使用した講習を実施しています。

また、令和3年度の他鉄道での列車内傷害事件の多発を受け、以降、地下鉄車両を使用した警察・消防と連携する実践的な防犯訓練も毎年度行っています。



関係機関との合同訓練



「さすまた」を使用した講習



被害者救出・救助、不審物特定訓練



駅係員による不審者対応訓練



警察による犯人確保訓練

東山線八田駅における防犯訓練(警察・消防との合同防犯訓練)

5 地下鉄事業

(ウ)各部門が連携した訓練

年に1回、局内の各部門が連携した訓練を実施しています。

令和5年度は、「地下鉄脱線事故復旧総合訓練」として、震度7の地震により名城線大曾根駅近辺で列車が脱線したとの想定で、現地対策本部を設置し、お客さまの避難誘導、脱線した列車・損傷した軌道・電気設備・施設の点検・復旧、自力走行できない列車と救援車両との連結運転等を地下鉄のトンネルに近い条件の地下車庫で実施しました。



避難誘導



連結運転



脱線復旧



施設点検



軌道点検



電気設備点検

(エ)体験型訓練

運輸業務に直接携わらない職員についても、駅でお客さまの転落など非常事態に遭遇した場合に的確な行動がとれるよう、電車緊急停止装置や車内非常通報装置の機能確認・操作などの訓練を実施しています。



電車緊急停止装置



車内非常通報装置

5 地下鉄事業

ウ 研修用教材の活用

研修所に体験型研修教材を設置し、事故及び災害時も助役、乗務員及び駅務員が冷静・的確に判断・行動し、安全を確保するための対応力向上に取り組んでいます。

(ア)地下鉄運転シミュレータ

コンピュータグラフィックス映像を活用し、通常の運転操作のほか非常時の対応等、実車での訓練が難しい現象を体験し、対応力を向上させる教材です。



運転士と運転指令室の連携訓練



非常時の車掌訓練

(イ)連動装置訓練教材

鉄道模型車両、実物と同じ信号操作卓を使用し、地下鉄の信号の仕組み、信号装置の取扱い、信号装置故障時の運転取扱いなどについて習得する教材です。



(ウ)転てつ器教材

実物を用いて、転てつ器の構造、信号故障時などの非常時における手動扱い及び鎖錠扱いを習得する教材です。



(エ)安全学習室（再掲）

過去の事故、災害、不祥事等について解説したパネルを掲示することで、一つひとつの事例から、定められているルール・手順の重要性を再認識し、高い安全意識・コンプライアンス意識を身につけるなど、様々な職員教育に活用しています。



5 地下鉄事業

(3) 安全のための設備等

令和5年度は、安全対策に約57億円を投資しました。
今後も引き続き、安全対策を進めていきます。

ア 可動式ホーム柵

お客さまの線路への転落や列車との接触を防止するため、上飯田線や桜通線、東山線、名城線・名港線へ可動式ホーム柵を設置しました。

鶴舞線は令和8年9月～10月に開催する第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会までに完成する目標で進めています。



名城線・名港線の可動式ホーム柵

イ 駅構内カメラの機能強化

駅施設の安全利用上必要な箇所について、新たにカメラを設置するなど機能強化を図ります。

令和6年度は11駅のトイレ出入口付近等にカメラを設置する計画です。



駅構内カメラ

ウ 車内カメラ

車内での犯罪行為等の未然防止及び事後確認等、セキュリティの向上を図り、誰もが安心してご利用いただけるよう、令和2年度から、新造車に車内カメラを設置しています。

令和5年度は東山線の既存車2編成に車内カメラを設置しました。

令和6年度は引き続き10編成に設置する計画です。



車内カメラ

エ 耐震対策

耐震対策として、地下鉄構造物の耐震補強工事を行っています。

令和5年度には、1駅及び3区間の工事を施工しました。

令和6年度は、前年度からの工事を継続するなど、1駅及び3区間について、工事を進める計画です。



構造物の耐震補強

5 地下鉄事業

オ 電気設備の更新

地下鉄の電気設備(変電設備、電路設備、信号設備及び通信設備)を計画的に更新しています。

令和5年度は、八事駅の信号設備を更新しました。

令和6年度は、今池駅の信号設備を更新する計画です。



八事駅 信号設備

カ 第2栄変電所の移設

第2栄変電所は、令和5年度に名城変電所として旧名城工場跡地への移設が完了しました。

令和6年度は、第2栄変電所設備の撤去等を行います。



名城変電所

キ 車両の主要電気機器更新

車両を安全に長く使用するため、主要な電気機器を計画的に更新しています。令和5年度は、東山線、鶴舞線で合計6編成実施しました。

令和6年度は、東山線、鶴舞線で合計6編成を実施する計画です。



主要電気機器更新

5 地下鉄事業

5-3 鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数

令和5年度に発生した事故等のうち、国土交通省令(鉄道事故等報告規則)に基づき国へ届け出た件数は7件でした。

区分	根拠規定	概要	件数
鉄道運転事故	第3条第1項	車両の入換作業中に前方注視を怠り、車止めに衝突させたことにより、車両を損傷させたもの。(鉄道物損事故)	1件
		お客さまが軌道内に転落し、列車と接触したもの。(鉄道人身障害事故)	1件
		お客さまが軌道内に侵入し、列車と接触したもの。(鉄道人身障害事故)	1件
輸送障害	第3条第3項	お客さまが列車内で催涙スプレーを誤使用し、運転見合わせが発生したもの。	1件
		台風7号接近により名鉄が計画運休を実施したため、運転見合わせが発生したもの。	1件
		転てつ機が故障し、入換進路が制御不能になったことにより遅延が発生したもの。	1件
		お客さまが自殺目的で軌道内に侵入し、列車と接触して運転見合わせが発生したもの。	1件
電気事故	第3条第4項		0件
インシデント	第4条		0件
合計			7件

鉄道運転事故	列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、鉄道物損事故、鉄道人身障害事故(自殺、列車に乗降する際のもの、非常制動によるもの等を除く)など
輸送障害	鉄道運転事故以外で、列車に運休又は30分以上の遅延が生じた事態
電気事故	感電により人の死傷を生じた事故 など
インシデント	鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態

6 輸送の安全に関する内部監査

令和5年7月6日から9月7日まで、幹部職員、本庁各課及び一部の公所を対象として内部監査を実施しました。

指摘事項、改善事項及び優良事項は次のとおりです。

【指摘事項】 なし

【改善事項】 なし

【優良事項】 4件



内部監査の様子

	優良事項
共通	制度見直しによるヒヤリ・ハット等対策費の有効活用(安全監理課) (ヒヤリ・ハット対策費につき、事故等発生前の未然防止対策だけでなく、発生した事故等の再発防止対策も対象となるように要項を改正し、活用の用途を広めたもの)
	緊急時の路上研修車の情報伝達に関する連絡手段の確立(人材育成課) (緊急時の路上研修車への連絡用に業務用携帯を用意するとともに、より確実な連絡手段として「災害用伝言ダイヤル」による連絡体制を確立したもの)
地下鉄事業	過去事例等をテーマとした勉強会の開催と発表会による情報共有(運転指令室) (事例研究の勉強会を定期的に開催し、発表会などで結果を共有しているもの)
	ヒヤリ・ハット情報の収集と活用に関する創意工夫・活動(東山線運転区) (「ヒヤリ・ハット募集箱」を投稿しやすい見た目にするるとともに、「ヒヤリ・ハット通信」をスポーツ新聞のような見出しと文で構成して人の目を引くデザインとしたもの)

7 運輸防災マネジメント

令和2年7月、国土交通省が「運輸防災マネジメント指針」を策定しました。

この指針は、自然災害の頻発化・激甚化が輸送の安全の脅威となることや、運輸事業は国民生活・経済を支える重要インフラであり、災害時も事業継続が必要であること等を背景としており、運輸事業者の自然災害への状況に応じた的確で柔軟な対応力の向上を図り、輸送の安全確保を図ることを目的としています。

この指針の策定を受け、名古屋市交通局においては、以下の目標・施策に取り組み、年度毎に振り返りを実施しています。

【令和5年度目標】

運輸防災に関する目標
自然災害発生時において利用者等の安全を確保するとともに、業務活動を維持・早期回復するための対応力の向上を図る

【令和5年度運輸防災重点施策】

実施事項
<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄構造物の耐震補強 ・第2栄変電所の移設

【令和5年度の達成状況】

「自然災害発生時において利用者等の安全を確保するとともに、業務活動を維持・早期回復するための対応力の向上を図る」という目標に対し、以下の運輸防災重点施策を実施し、対応力の向上を図りました。

- 地下鉄構造物の耐震補強
1駅及び3区間について施工しました。(P22をご覧ください。)
- 第2栄変電所の移設
変電所機能を名城変電所へ移設しました。(P23をご覧ください。)

令和6年度は次の目標・施策に取り組み、引き続き自然災害への状況に応じた的確で柔軟な対応力の向上を図ります。

【令和6年度目標】

運輸防災に関する目標
自然災害発生時において利用者等の安全を確保するとともに、業務活動を維持・早期回復するため、教育・訓練等を通じて対応力の向上を図る

【令和6年度運輸防災重点施策】

実施事項
<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄構造物の耐震補強 ・第2栄変電所の移設(信号通信設備工事) ・浸水警報装置の整備 ・各種訓練の実施(水防訓練、防災訓練、市災害応急対策図上訓練、津波防災の日訓練、地下鉄事故復旧総合訓練)

7 運輸防災マネジメント

【計画運休の実施】

○計画運休とは

名古屋市域内に甚大な被害を及ぼす危険性が高い台風が襲来する可能性がある場合において、事前に情報提供を行ったうえで、市バス・地下鉄の運行を計画的に全面休止し、市民の早期帰宅の促進、不要不急の外出の抑制及びイベント等の休止や早期切り上げ等を促すことにより、社会の安全を確保するものです。

○お客さまへ情報提供の流れ

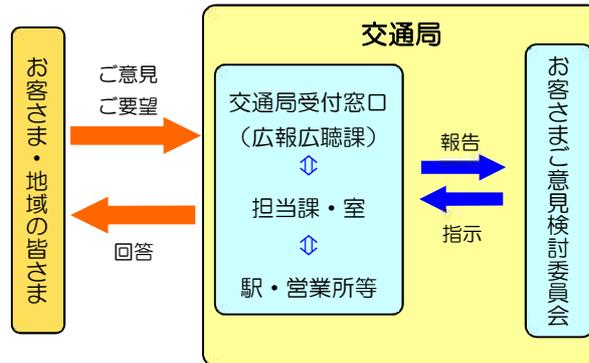
計画運休2日前	実施の可能性がある場合は、情報提供します。
計画運休1日前	実施の有無について、情報提供します。
計画運休当日	運転休止を情報提供(計画運休実施の場合)します。
運転再開当日	運転再開は、名古屋市内に災害発生のおそれなくなった場合において、運行上の点検作業を行い、安全が確認され次第、運転再開時刻等を情報提供します。

8 お客さま・地域の皆さまとの連携

8-1 お客さまの声

お客さま・地域の皆さまからのご意見・ご要望等は、公式ウェブサイトの受付フォームをはじめ、電話、文書、面談等によりいただいております、できる限り速やかに対応するよう努めています。

さらに、交通局長をはじめ役職者で構成する「お客さまご意見検討委員会」を開催し、お客さまからいただいたご意見・ご要望を交通局の経営資源として事業運営に活用しています。



8-2 地域の皆さまとの連携

交通局では、地域の皆さまとの連携活動を重要な取り組みと位置付け、次のような活動を進めています。

ア 親子防災教室

交通局研修所において、地域の皆さまに市バス・地下鉄における防災対策、職員の教育・訓練を広く知っていただくとともに、各種防災設備を体験していただく教室を実施しています。令和5年度は約80名の方にご参加いただきました。



イ こども110番の駅・営業所

地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守るため、「こども110番の駅」・「こども110番の営業所」の取り組みを実施しています。地下鉄全駅の駅長室と、市バス全営業所にそれぞれステッカーを掲示し、助けを求めてきた子どもたちの保護や、110番通報を行うなど、子どもたちの安全確保に努めています。



ウ 出張トーク

市営交通事業のことをもっと知っていただくため、地域の団体の方々などに向けて交通局職員が交通局事業を紹介する講座を開催しています。令和5年度は5回開催し、約150名の方にご参加いただきました。

8 お客さま・地域の皆さまとの連携

エ 市営交通懇談会

市営交通事業についてのご理解とご支援をいただくとともに広く意見をお聞きし、より便利で、ご利用いただきやすい市バス・地下鉄とするため、地域住民の代表の方々から広く声をお聞きする懇談会を開催しています。

オ 市バス事故防止教室

市バスを安全にご利用していただくため、平成25年度より、各区社会福祉協議会主催の「高齢者はつつ長寿推進事業(65歳以上対象)」に参加されている方を対象に、車内事故の実態や原因、気を付けていただきたいことなどを内容とした講座を開催しています。令和5年度は各区1回(計16回)開催し、約300名の方にご参加いただきました。



8 お客さま・地域の皆さまとの連携

8-3 交通局からご利用の皆さまへのお願い

交通局ではお客さまに市バス・地下鉄を安全で安心、快適にご利用いただくために全力を尽くしてまいります。お客さまご自身のお怪我などを未然に防ぐため、次のことについてご協力をお願いします。

車内事故防止のため吊革や握り棒をご利用ください

走行中は、やむを得ず急停止することがありますので、吊革や握り棒などにつかまり、車内事故防止にご協力ください。

降車の際は扉が開いてから席をお立ち願います

バスが動いているうちは危険ですので、席を移動したりお立ちにならないようお願いします。また、お降りの際は、扉が開いてから席をお立ちくださるようお願いいたします。

停車中のバスの前後に注意！

停車中のバスの前後は、走行中の車から、道路横断者が見えない状況になりますので、バスの前後を横断することはおやめください。

駆け込み乗車は大変危険です

扉に挟まれるなど思わぬケガのもとになります。発車予告ホンが鳴りましたら、次の電車をお待ちいただくようお願いいたします。



エスカレーターは立ち止まってご利用ください

エスカレーターを歩いたり走ったりすると、他のお客さまとの接触や転倒、振動・衝撃による急停止などの原因となり、大変危険です。黄色い枠線内に立ち、手すりにつかまり2列に並んで立ち止まってご利用ください。※令和5年10月1日施行「エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」



いざという時のために

交通局では、地下鉄の災害発生時における予備知識を深め、非常事態にどう行動し、どこへ逃げるか等、避難の仕方をあらかじめイメージしていただき、お客さまの安全をより確実なものとするため、「地下鉄安全ガイドブック」を駅長室等で配布しています。



車いす・ベビーカーのご利用にあたって

バス車内では安全のため車いす・ベビーカーを固定させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。また、大変危険ですので、車いす・ベビーカーでのエスカレーターのご利用はご遠慮ください。



乗車マナーをお守りください

全てのお客さまに快適にご利用いただくため、市バス・地下鉄車内での携帯電話での通話や飲食などはご遠慮ください。混雑時に大きなカバンやリュックサックをご使用の際は、周りのお客さまのご迷惑とならないようご協力をお願いします。また、優先席付近では混雑時は携帯電話の電源をお切りください。

ながらスマホは大変危険です

線路内への転落事故や列車との接触事故を防止するため、歩きながらの携帯電話・スマートフォンのご使用はご遠慮ください。

地下鉄で非常事態が発生したら

車内では「非常通報装置」、駅ホームでは「緊急電話」で、乗務員・駅係員へお知らせください。



緊急事態発生時における啓発ポスター

参 考 资 料

令和5年度 安全重点施策（市バス事業）

1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- ◎ 歩行者・自転車乗りの安全確保
- ◎ 急停止防止策の実施
- ◎ 信号表示確認後の呼称、発進操作
- ◎ 分岐の手前での行先確認の徹底
- ◎ 作業時の声掛け

2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ◎ ドライブレコーダーの機能強化
- ◎ 安全確認放送装置の導入拡大
- ◎ 予防整備の推進

3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- ◎ 内部監査の実施
- ◎ 重大事案に係る再発防止策の継続指導

4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ◎ ヒヤリ・ハット情報の収集・分類・活用
- ◎ ヒヤリ・ハット対策費の活用促進

5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

- ◎ フォローアップ指導の実施

令和5年度 安全重点施策（地下鉄事業）

1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- ◎ 基本動作（ルール・手順等）の徹底
- ◎ 工事請負業者に対する安全指導状況、保守作業等での手順・マニュアル等遵守状況の点検

2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ◎ 鶴舞線可動式ホーム柵の整備
- ◎ 鶴舞線可動式ホーム柵の整備に伴う電気設備工事
- ◎ 地下鉄構造物の耐震補強
- ◎ 車両の電気機器更新
- ◎ 変電設備の更新
- ◎ 第2米変電所の移設

3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- ◎ 地下鉄事故等調査検討部会で報告した事故等の再発防止策の確認及び効果検証
- ◎ 技術部門における過去の事故・ヒューマンエラー等再発防止策の実施確認及び点検（2回/年）
- ◎ 内部監査の実施

4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ◎ ヒヤリ・ハット情報の収集・分類・活用
- ◎ ヒヤリ・ハット対策費の活用促進

5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

- ◎ 過去の事故・トラブル事象の振り返り・対策確認（2回/年）

令和6年度 安全重点施策（市バス事業）

1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- ◎ 歩行者・自転車乗りの安全確保
- ◎ 構造物等との事故防止策の実施
- ◎ 信号表示確認後の呼称、発進操作
- ◎ バス停通過時の基本動作の徹底
- ◎ 作業時の声掛け

2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ◎ バス車両への安全装置の導入
- ◎ ドライブレコーダーの機能強化
- ◎ バス料金箱の更新
- ◎ 予防整備の推進

3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- ◎ 内部監査の実施
- ◎ 重大事案に係る再発防止策の継続指導

4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ◎ ヒヤリ・ハット情報の収集・分類・活用
- ◎ ヒヤリ・ハット等対策費の活用促進

5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

- ◎ フォローアップ指導の実施
- ◎ 運輸防災に関する各種訓練の実施

令和6年度 安全重点施策（地下鉄事業）

1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- ◎ 基本動作（ルール・手順等）の徹底
- ◎ 工事請負業者に対する安全指導状況、保守作業等での手順・マニュアル等遵守状況の点検

2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ◎ 鶴舞線可動式ホーム柵の整備
- ◎ 鶴舞線可動式ホーム柵の整備に伴う電気設備工事
- ◎ 地下鉄構造物の耐震補強
- ◎ 車両の電気機器更新
- ◎ 変電設備の更新
- ◎ 第2米変電所の移設
- ◎ 浸水警報装置の整備

3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- ◎ 地下鉄事故等調査検討部会で報告した事故等の再発防止策の確認及び効果検証
- ◎ 技術部門における過去の事故・ヒューマンエラー等再発防止策の実施確認及び点検（2回/年）
- ◎ 内部監査の実施

4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ◎ ヒヤリ・ハット情報の収集・分類・活用
- ◎ ヒヤリ・ハット等対策費の活用促進

5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

- ◎ 過去の事故・トラブル事象の振り返り・対策確認（2回/年）
- ◎ 運輸防災に関する各種訓練の実施

令和5年度 研修実施状況

〔両事業共通〕

	名称	対象者	内容	人数
職 制 等	運輸安全マネジメント 管理者研修	管理職員	安全意識の向上と管理職員としての 役割の理解促進	68名
	コンプライアンス研修	部長級・課長級職員	「コンプライアンスが機能する職 場づくり」に関する講演及び演習	69名
	コンプライアンス研修	係長級職員	「リスク対策スキル強化」に関する 講演及び演習	171名
	コンプライアンス研修	主任・助役相当職	「パワーハラスメントの防止」に 基づいた講演及び演習	57名
	内部監査員養成研修	内部監査員養成対象者 (課長級・係長級職員)	内部監査の理解促進及び監査 技術・手法の習得	11名
	内部監査員スキルアップ研修	内部監査員指名者 (課長級・係長級職員)	実践的な演習を通じた内部監査 技術・手法の習得	12名

〔市バス事業〕

	名称	対象者	内容	人数
職 制	事故防止指導者研修	営業所の令和4年度 新任所長・首席助役	バスの構造上の特性や事故防止に 関する効果的な指導方法の習得	2名
助 役	助役養成研修	助役選考試験合格者	助役として必要な知識及び技能の 習得	10名
	助役2年目研修	助役2年目	非常時における対応と情報連絡体 制の確認	7名
	ダイヤ実務専門研修	助役	職務上必要な ダイヤ作成実務能力の向上	6名
	主任助役研修	主任助役	事故や苦情への対応・再発防止・ 指導方法の習得	5名
運 転 士	バス運転士養成研修	新規採用者	バス運転士として必要な知識及び 技能の習得	15名
	バス運転士2年目研修	運転士2年目	デジタル機器で記録したデータを基に 安全な運行に必要な技能・知識を再確認 及び指導員によるカウンセリング	10名

〔市バス事業〕

	名称	対象者	内容	人数
運転士	バス運転士4年目研修	運転士4年目	外部研修機関の研修コースで、さまざまな走行体験により、事故防止・運転技能・安全意識の向上を目指す	31名
	バス運転士6年目研修	運転士6年目	大型車の特性の再認識と、事故事例をふまえた安全運転技術等の習得	28名
	バス運転士8年目研修	運転士8年目	デジタル機器で記録した運転技能診断を基に安全な運行に必要な技能・知識を再確認	14名
	バス運転士15年目研修	運転士15年目	運転の基本動作の再確認と、運転操作技術の向上を目指す	41名
	指導運転士研修	指導運転士に任命される運転士	指導運転士として必要な知識及び技能の習得	18名
	指導運転士能力向上研修	指導運転士	運転の基本動作の再確認と、運転操作技術の向上を目指す	16名
	業務習得（職場内研修）	乗務員	事故事例等を取り入れた事故防止対策の研修	月1回
技術職員	新規採用者研修（技術）	新規採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識・技能の習得	3名
	2年目研修（技術）	採用2年目	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	対象者無し
	スキルアップ研修（技術）	採用8年目	中堅職員としての役割の再認識と、業務改善の手法の習得	1名
	ミドル研修（技術）	採用13年目	熟練職員として期待される役割の再認識、業務改善手法の習得	5名
	指導職研修（技術）	指導職に任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	1名
	助役相当職研修（技術）	助役相当職に任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの発揮方法、業務改善方法、交通局職員として必要な知識の習得	1名
	自動車車両技術専門研修	自動車車両関係技術職員	バス車両に関する専門技術の習得	16名
	KYT研修	自動車部門の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解と事故・公務災害の未然防止手法の習得	3名
	低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を取り扱う技術職員	低圧電気の基礎知識・危険性の理解と安全な取扱方法の習得	3名
危険体感研修	自動車部門の技術職員	作業に潜む危険の芽の模擬的な体感・体験による危険に対する意識の向上	1名	

〔地下鉄事業〕

	名称	対象者	内容	人数
助役等	2年目研修	助役・運転士・車掌・ 駅務員各職2年目	業務知識の再確認と運転シミュレータ を使用した非常時対応訓練	31名
助役	電車助役養成研修	助役選考試験合格者	助役として必要な知識及び技能の習得	15名
	キャリアアップ研修	助役5年目	運転事故防止教育、異常時訓練など、 中堅監督者として必要な 知識及び技能の習得	対象者 無し
乗務員	電車車掌養成研修	車掌選考試験合格者	車掌として必要な知識及び技能の 習得	14名
	電車運転士養成研修	運転業務選考試験合格者	運転士として必要な知識及び技能 の習得	15名
	スキルアップ研修	電車運転士5年目	ヒューマンエラーの防止、異常時 の取扱い等の習得	21名
	ミドル研修	電車運転士10年目	ヒューマンエラーの防止、異常時 の取扱い等の習得	18名
	指導操縦者研修	指導操縦者に 任命された運転士	指導操縦者として必要な知識及び 技能の習得	15名
	指導運転士研修	指導運転士に 任命された運転士	指導運転士として必要な知識及び 技能の習得	1名
駅務員	駅務員養成研修	新規採用者	駅務員として必要な知識及び技能 の習得	10名
	指導駅務員研修	指導駅務員に 任命された駅務員	指導駅務員として必要な知識及び 技能の習得	2名
	15年目研修	駅務員15年目	異状時の対応訓練を行い、安全 意識の向上を目指す	23名
技術職員	新規採用者研修（技術）	新規採用者	交通局職員として必要な心構え・ 基礎知識・技能の習得	32名
	2年目研修（技術）	採用2年目	交通局職員として必要な心構え・ 基礎知識の再確認と業務改善手法 の習得	3名
	スキルアップ研修(技術)	採用8年目	中堅職員としての役割の再認識と、 業務改善の手法の習得	3名
	ミドル研修（技術）	採用13年目	熟練職員として期待される役割の 再認識、業務改善手法の習得	17名

〔地下鉄事業〕

	名称	対象者	内容	人数
技術職員	指導職研修（技術）	指導職に 任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの 発揮方法、業務改善方法、 交通局職員として必要な知識の習得	13名
	助役相当職研修（技術）	助役相当職に 任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの 発揮方法、業務改善方法、 交通局職員として必要な知識の習得	6名
	工務技術専門研修	軌道関係技術職員	軌道・鉄道構造物に関する技術 及び安全に対する知識の習得	52名
	営繕技術専門研修	建築・設備関係 技術職員	設備機器の工事及び維持管理に 必要な知識の習得	37名
	電車車両技術専門研修	電車車両関係技術職員	電車車両に関する基本的な知識・ 原理及び機能の再確認、関連法規、 施設等に関する知識の習得	83名
	電気技術専門研修	電気関係技術職員	電気設備の工事及び維持管理に 必要な知識の習得	55名
	認定鉄道事業者制度に関する 業務研修	地下鉄部門の技術職員	制度の理解、設計実務、竣工確認 について必要な知識・技能の習得 及び維持向上	134名
	KYT研修	地下鉄部門の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解 と事故や公務災害の未然防止を図る 手法の習得	32名
	低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を 取り扱う技術職員	低圧電気の基礎知識、危険性、 安全な取扱方法等の 学科及び実技による習得	35名
	高圧・特別高圧電気取扱者 特別教育	高圧・特別高圧電気を 取り扱う技術職員	高圧・特別高圧電気の基礎知識、 危険性、安全な取扱方法等の 学科及び実技による習得	42名
危険体感研修	地下鉄部門の技術職員	作業に潜む危険の芽の模擬的な 体感・体験による危険に対する意識 の向上	15名	

安全報告書についてご意見をお寄せください。

TEL : (052) 972-3948 | FAX : (052) 972-3847

(安全監理部 安全監理課)

安全報告書は、名古屋市交通局ウェブサイトで公表しています。

(パソコン) <https://www.kotsu.city.nagoya.jp/jp/pc/ABOUT/TRP0000727.htm>

(スマートフォン) <https://www.kotsu.city.nagoya.jp/jp/sp/ABOUT/TRP0000727.htm>

編集発行 名古屋市交通局 安全監理部 安全監理課